

○ 審議、検討等に関する情報

【法5条5号（独法5条3号）関係】

125	答申13（行情）6 「メチル水銀の環境クライテリアに係る調査報告書及び中央公害対策審議会水俣病問題専門委員会議事録の一部開示決定に関する件」 研究者の氏名等につき、水俣病をめぐる事態の変化等により、現時点では法5条5号に該当しないとしたもの	1 本件報告書の一部開示について（略） (2) 同条項を適用する要件は、①審議、検討又は協議に関する情報であること及び②公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることの2点である。 まず、上記①について、本件開示請求の対象とされた行政文書は、IPCSが作成したメチル水銀の環境保健クライテリア草案について医学的、疫学的見地から評価検討すること等を目的として、昭和63年度に委託研究された調査報告書であり、平成元年3月に本件報告書が取りまとめられた。また、環境庁は、同草案に関しIPCSに特段の意見等を提出せず、IPCSは同2年に、「IPCS環境保健クライテリア101 メチル水銀」を発行している。これらの点を勘案すると、本件行政文書は、それ自体完結した調査報告書であり、審議、検討等の過程にあるわけではなく、本件報告書に記載された情報は、審議、検討又は協議に関する情報とは認められない。 次に、上記②について、諮問庁は、将来予定されている同種の検討等において、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある旨を指摘しているが、この点については、以下に述べるように具体的なおそれを認めることはできない。 すなわち、本件報告書は、研究者の氏名等は公表しないことを前提として作成されたものであり、同報告書作成期間中及びその後の数年間に限ってみれば、各研究者に対する誹謗・中傷等とも評し得なくもない批判等がなされていたと認められ、その時点においては、研究者の氏名等が開示されれば、将来、自己の発言内容が明らかになることを懸念して、率直な意見交換が阻害され、あるいは、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれは皆無であったとはいえない。 しかしながら、水俣病をめぐっては、平成4年度からその総合対策事業が実施され、その後約9年の長期間が経過しており、また、平成7年のいわゆる政治的解決後、多数の国家賠償請求訴訟の取下げや和解が進み、現在、訴訟は最高裁判所に係属中の1件を残すのみとなっているなど、かつてみられたような状況とは著しく異なっているものと認められる。 さらに、既に国会質問等において、大半の研究者の氏名等が明らかにされており、同時期に作成された水俣病に関する他の委託調査報告書において、本件報告書の研究者の氏名等をも含めて公表されているところである。 これらの事情に照らし、研究者の氏名等を公表しないことを前提とする委嘱は、昭和63年当時の水俣病をめぐる社会的状況を考慮した特殊な取扱いと認められ、当時においては相応の必要性はあつ
-----	---	---

		たが、現時点においては、これを引き続き有しているものとは認められない。 (3) したがって、現時点においては、研究者の氏名等を開示することによって、将来、同種の検討等において、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれが皆無とはいえないが、これが不当に損なわれるおそれがあるとまでは認めることはできず、研究者の氏名等は、開示すべきである。 なお、諮問庁の主張内容に照らし、本件報告書が法5条6号に規定する調査研究に関する情報に当たるとしても、上記認定したところから、同号にいう調査研究に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるとは認められない。 2 本件速記録の一部開示について (1) 行政文書の性質等 本件開示請求の対象とされた行政文書は、平成3年2月から同年11月にかけて水俣病問題の早期解決を図るための総合的対策について検討を行ってきた「中央公害対策審議会環境保健部会水俣病問題専門委員会」の速記録であり、その審議結果を受けた平成3年11月の中央公害対策審議会の答申に基づき、平成4年度から水俣病総合対策事業が開始されたもので、法5条5号にいう審議に関する情報であると認められる。 (2) 法5条5号(委員である発言者の氏名等を公開することによる「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」)の該当性 諮問庁は、将来予定されている同種の審議において、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある旨を指摘しているが、この点については、以下に述べるように具体的なおそれを認めることはできない。 すなわち、前記審議会においては、会議は非公開、会議録は委員以外の者は閲覧できないものとし、水俣病問題専門委員会についても資料等を含め非公開の審議であるとされていたところ、同審議会答申後、委員の人格にわたるような批判がなされていたと認められなくはなく、審議の途上においては、委員である発言者の氏名等を含む本件速記録が開示されれば、将来、自己の発言内容が明らかになることを懸念して、率直な意見交換が阻害されたりするおそれは皆無であったとはいえない。 しかしながら、水俣病の総合対策事業の実施、政治的解決、訴訟の取下げ、和解等水俣病をめぐる事態は変化しているのであり、委員である発言者の氏名等を公表しないことを前提とする審議は、平成3年度当時の水俣病をめぐる社会的状況を考慮した特殊な取扱いと認められ、当時においては相応の必要性はあったが、現時点においては、これを引き続き有しているものとは認められない。 加えて、中央省庁等改革基本法(平成10年6月12日法律第103号)30条5号の「会議又は議事録等は、公開することを原則とし、運営の透明性を確保すること。」を受けて、中央環境審議会とは同13年1月15日総会決定として、①総会は公開する、②部会については原則として公開するものとし、公開することにより、公
--	--	---

		正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等は非公開とすることができるとし、非公開とした会議の会議録であっても、部会が認めたときは、公開するものとする」と定めているところであり、「政府のアカウンタビリティ」（説明責任）という観点からの配慮が認められるものであり、かかる観点も本件速記録における委員である発言者の氏名等の開示の是非の検討に当たっては、考慮すべき重要な要素となっている。 以上を踏まえ、さらに、我が国では、水俣病問題の悲惨な公害被害の経験を契機として、環境保全対策が進展することとなったが、そこに至るまでに払った犠牲は甚大であったことにも思いを致して判断すると、現時点においては、委員である発言者の氏名等を開示することによって、将来同種の審議会において、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとまでは認めることはできず、不開示とされた委員である発言者の氏名等は、開示すべきである。
126	答申 1 4（行情）4 2 6～4 3 0 （4 2 8 号）「平成 1 2 年度教科用図書検定調査審議会第二部会、歴史小委員会及び公民小委員会における配付資料の一部開示決定に関する件」 （4 2 9 号）「平成 1 2 年度教科用図書検定調査審議会における申請図書の合格又は不合格の判定要領の不開示決定に関する件」 - 教科書検定のための内部の判定要領について、5 号を否定した例（4 2 9，4 3 0） - 検定終了後において、採択期間中か期間後にかかわらず判断は異ならないとしたもの（4 2 8）	（4 2 8 号） 3 不開示情報該当性について（略） （2）教科書採択期間中における不開示の妥当性について 教科書検定に関する資料は、前記のとおり別途の公開制度により審議会が付した検定意見、申請図書及び修正表が公開されており、本件対象文書に記載された意見等のほとんどの部分は公開されている。ただし、判定表と調査意見書等の一部にこれらの公開資料に含まれていない記載があることが認められる。 諮問庁は、この点につき、調査意見書及び第二部会資料は、「教科書調査官が審議会での審議のために作成し提出した資料であり、審議会の審議を経て、検定基準に照らした欠陥として最終的に確定した内容とは異なる「指摘事項」や「指摘事由」の記載を含み得る審査途中の資料である（この点で、調査意見書等は、審議会の審議を経て、検定意見が確定した後に申請者に交付され、別途、一般にも公開されている検定意見書とは異なるものである）。このため、この文書を採択期間終了前に公にした場合、採択のための調査研究において、最終的に欠陥であると確定されたものでない「指摘事項」等を欠陥であると誤解・混同されるおそれがあり、教科書発行者である法人等にとって、採択に影響が生ずるなどの不利益が生ずるおそれがある」と主張している。 しかしながら、当審査会が本件対象文書を見分したところ、調査意見書等については、検定意見書に記載されていない指摘事項が、数箇所見受けられるが、これらは審議会において検定意見としては採用されなかったことが明らかであることから、これらの部分が新たに公にされることとなっても、教科書の採択に当たって、特定の教科書発行者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、判定表についても、教科書として不適切な部分の多寡や不適切な部分の修正が可能であるかどうかや修正された場合の見込み等を記載しているにすぎず、既に公開され

		た文書によって実質的にその内容が明らかとなっているものであることから、特定の教科書発行者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。 以上のとおり、判定表、調査意見書及び第二部会資料につき、総点、評点及び欠陥点を除いた部分は、法5条2号イに該当するとは認められない。 なお、諮問庁は、判定表及び調査意見書等は、文部科学省が審議会における審議を経て行う教科書検定において使用される情報であり、それらに記載された評点等の評価情報によって、申請図書段階における優劣等が明らかになり、その使用について児童生徒や保護者に不安を抱かせるなど学校現場や国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、法5条5号に該当し、また、評点等を根拠として、教科書採択という市町村教育委員会等の事務の実施の過程において、採択権者以外の者によって、特定の教科書の採択の可否が主張されたり、特定の教科書の不採択運動に利用されたりした場合、公正・中立な採択決定に影響を与えるなど、教科書採択事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため同条6号に該当すると主張しているが、いずれも評点等が公にされた場合のおそれを主張するものであり、判定表及び調査意見書等における総点、評点及び欠陥点が公にされない以上、その余の部分については、いずれの不開示情報にも該当するとは認められない。 (429号) 3 不開示情報該当性 (略) (2) 法5条5号該当性について 諮問庁は、判定要領が今後の教科書検定にも引き続き使用されるものであるため、これを公にすることにより、次回以降の教科書検定において、仮に何らかの理由により検定審査中の申請図書が第三者に流出した場合に、その者が申請図書と判定要領に基づいて独自に算出した評点等を根拠に特定の申請図書を検定不合格にすべきであると主張するなどの事態が生じ、審議会における率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることや、一般に公開している検定意見書と照合して独自に算出した評点等を根拠に、実際に使用されている教科書について、申請図書段階における優劣等が指摘され得ることとなり、その使用について児童生徒や保護者に不安を抱かせるなど学校現場や国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることを理由として、法5条5号の「国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」にも該当すると主張する。 確かに、判定要領の記載が評点等の算出方法のみならず欠陥区分ごとの欠陥点数そのものが公にされ、それにより評点等が容易に算出されることになれば、諮問庁の主張するような事態が生じることを否定することはできないが、上記(1)アのとおり、個々の申請図書に付された評点等を直接算出できることとなる部分については、不開示情報に該当すると認められるのであるから、それ以外の部分が公にされたとしても、諮問庁の主張するようなおそれがある
--	--	---

		とは認められない。
127	答申１４（行情）４５３～４５７ 「平成１４年１月１１日に実施された法曹養成検討会の内容を記録した録音テープの不開示決定に関する件外２件」 - 録音テープと議事録の違いを踏まえつつも、構成メンバー、会議の性格等により１号イの慣行として公にされるべきものと認定 - また全体としての５号該当も否定。ただし、議事の公開等について議論した部分については、今後率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると５号該当を認めたもの	（４５３号） ３ 本件対象文書の不開示情報該当性について（略） （１）法５条１号該当性について まず、諮問庁は、本検討会の議事録については、検討会において発言者名を記載しない取扱いとする旨を決めたことから、本件対象文書についても公にすることが予定されていない情報に該当すると主張するが、当該検討会の判断によって、本件対象文書が法５条１号ただし書イに該当するか否かが定まるものでないことは言うまでもない。 （略） しかしながら、法においては開示請求の対象となる行政文書として電磁的記録が明示され、この中には当然に録音テープも含まれることから、録音テープに記録された音声による情報が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するかどうかについては、当該情報の内容が肉声という音声により記録したものであるという特殊性を十分に踏まえつつも、本検討会の趣旨・目的や性質、審議事項によって判断されるべきものである。 本検討会は、司法制度改革に必要な法令案等の立案等に関し、事務局と一体となって議論し、その成果を法令案等に反映させることを目的として、有識者等から組織されているものである。司法制度改革は、社会経済構造の改革を進めていく上で不可欠な重要課題と位置付けられ、また、その改革の結果は国民に直接影響を及ぼす重要なものであることから、これに関連する法令案の立案等を議論する本検討会の役割は極めて重いと考えられる。そのメンバーも、それぞれ当該分野の第一人者である研究者、裁判官、弁護士、所管省庁の職員、民間大企業の経営者等高い識見を持ち、それにふさわしい発言が期待される者により占められている。 また、本検討会の性質は、「審議会等の整理合理化に関する基本的性格について」（平成１１年４月２７日閣議決定）における「懇談会等行政運営上の会合」に該当するものと考えられ、行政の透明性の確保の観点から審議会等と同様に会議又は議事録を速やかに公開することを原則とする等が要請されている。さらに、国会の附帯決議においても、検討会の運営は、「その経過と内容についてできる限りリアルタイムで公開するよう努め、透明性を確保すること」とされており、公開が強く要請されているものと考えられる。 こうした点を踏まえ、以下、審議事項に即して法５条１号該当性について検討する。 本検討会においては、上記１のとおり①及び⑥～⑩の部分については報道機関による議事の傍聴を認め、②～⑤の部分は報道機関を退席させている。 ①及び⑥～⑩の部分については、報道機関による議事の傍聴という方法により、会議が公開されているものと認められる。 諮問庁は、報道機関の傍聴については、その良識を信頼して、不当な報道を行ったりすることはないと期待することができると考

		えるので、報道機関の良識に期待する立場からは、報道機関の傍聴を認めていることの一事をもって、発言者名を含めて議事の内容を公表することを前提としているということとはできないと主張する。しかしながら、諮問庁によると、傍聴が認められる報道機関を特に制限してはおらず、新聞社、放送局、業界紙等の記者が実際に傍聴しているとのことである。諮問庁が上記のような「期待」をしていることは理解できるとしても、上記閣議決定や国会における附帯決議の趣旨を踏まえるならば、傍聴は、報道機関のみに許された特別の便宜を認めたものと解することは適当でなく、むしろ議事整理や会場の都合などの観点から傍聴を報道機関に限らざるを得なかったものと解すべきである。さらに、発言者の氏名や語気・語調や会場の雰囲気を含めて報道を行うことは何ら禁止されていないことから、報道機関の傍聴を認めたということは、会議自体を報道機関を通じて、国民に広く公開していると認めるのが相当である。 したがって、本検討会については、本件対象文書である録音テープのうち①及び⑥～⑩の部分は、報道機関の傍聴した会議の状況をそのまま録音したものであることから、この部分は、慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報が記録されていると認められる。 次に、報道機関が退席し、傍聴が行われていない②～⑤の部分について検討する。 このうち、②～④の部分については、事務局による説明や、会議の開催に伴い定型的に行われる事項などがその内容であり、語気・語調、発言に対する会議の場での反応や言い間違いも含めて記録され、会議の場の微妙な雰囲気が伝えられることや肉声という音声による記録であるという点への配慮が求められる部分とは言い難い。また、行政の透明性の確保の観点から審議会等と同様に会議又は議事録を速やかに公開することを原則とする等が要請されている本検討会の性格から考えると、慣行として公にされ又は公にすることが予定されているものであると認められる。 一方、⑤の部分は、議事の公開・非公開についての協議の部分である。当該協議は、これから議論される内容をどのように外部に伝達するかという、いわば会議の前に行われる土台のルールづくりとして行われたものであり、報道機関の傍聴を伴わずに行われたものであるとともに、議事録においても協議の内容は明らかにされていないものである。また、本件対象文書は録音テープであり、音声から当該部分の発言者を特定することが可能なものである。 したがって、このような発言の内容までも慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に当たるとは言えず、⑤の部分について、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。 以上により、本件対象文書は、⑤の部分を除き、法5条1号ただし書イの慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報に該当すると認められる。 次に、異議申立人は、検討会のメンバーは政府の意思形成に直接関与していることなどから、公務員に準じた扱いをすべきであり、本件対象文書は法5条1号ただし書ハに該当すると主張する。
--	--	---

		法5条1号ただし書ハにおいては、個人に関する情報として不開示とされる情報から除かれる情報として、「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が規定されている。 検討会は特段法律上の根拠のない、司法制度改革推進本部事務局長の私的な諮問機関とされ、メンバーの委嘱に特段の発令行為はないため、メンバーに就任することにより公務員としての身分を取得するものではない。なお、メンバーの中には国立大学教授、裁判官等の国家公務員の身分を有する者も含まれるが、検討会には有識者として参加しているのであって、その発言も公務員の職務遂行の内容としての発言ではなく、有識者としての発言であると認められる。 一方、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、司法制度改革推進本部事務局長以下、事務局の職員の発言が含まれることが認められる。これらの情報については、職務の遂行に係る情報であると認められることから、⑤の部分における事務局の職員の発言の部分については、法5条1号ただし書ハに該当するものである。 よって、当該対象文書のうち⑤議事の公開の協議の部分（事務局の職員の発言の部分を除く。）については、法5条1号ただし書イ及びハに該当しないため、同号の不開示情報に該当すると認められる。 (2) 法5条5号該当性について 諮問庁は、本件録音テープを開示することは、発言者名を記載した議事録を公開することと同じ結果となるが、これは検討会メンバーの協議に基づく取扱いに反するものであり、公開する議事録には発言者名を記載しないが、会議の録音テープは情報公開請求に従って開示するとの取扱いを認めるときは、検討会メンバーは、発言者名を公開しないことを前提とする自由で活発な発言が不可能となり、また、自由かつ達な意見交換を期待することは困難となるので、本件録音テープを開示することにより「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるとして法5条5号に該当する、と主張する。 本件対象文書を見分したところ、①及び⑥の部分では、会議の開催に当たっての通常のあいさつがなされており、また、②の部分は事務局による配付資料の確認、③の部分は事務局による出席者の紹介と出席者の短いあいさつであり、これらが開示されたとしても、行政機関の適正な意思形成に支障を及ぼすおそれがあるようなものではない。 ④の部分については、メンバーの発言の内容は座長の選任に関する意見の交換であり、メンバーの一人が座長となるべき者を推薦し、それについてメンバーの間において若干のやりとりがなされた後、座長が選出されたというものであるから、開示されることにより自由で活発な発言が不可能となったり、自由かつ達な意見交換を期待することが困難となり、率直な意見の交換又は意思決定の中立
--	--	---

		性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。 一方、⑤の部分では、議事の公開をどのように行うかについて事務局から問題提起があり、これについてメンバーによる意見表明、意見交換や質疑（必要に応じて他のメンバーや事務局が応答している。）が行われた後、本検討会の議事録に記載されたとおりの結論が取りまとめられている。上記（１）で述べたように、当該協議は、これから議論される内容をどのように外部に伝達するかという、いわば会議の前に行われる土台のルールづくりとして行われたものであって、議事録においても協議の内容は明らかにされていないものであり、また、最終的な結論としてではなく当面の対応方針が決められたものと見受けられる。以上にかんがみれば、⑤の部分が開示されることにより、本検討会において今後議事の公開に関して議論を行う際に、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれが生じることを否定することはできない。また、当該部分の事務局の職員の発言については、上記（１）において判断したとおり法５条１号ただし書ハに該当するが、事務局の職員の発言は、主として問題提起とメンバーから出された質問への回答であって、議事の公開が様々な意見のある微妙な問題となっていたことを考えれば、その表現や語調により聴く者によって異なる受け取られ方をされたり、その発言内容によってはメンバーがどのような意見を持っているのかを推定させることにもなる。 したがって、事務局の職員の発言を含め⑤の部分を開示すると、議事の公開についての本検討会の意思形成に際し、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められる。 ⑦、⑨及び⑩の部分については、事務局の説明が行われているだけであるから、開示されることにより行政機関の適正な意思形成に支障を及ぼすおそれがあるようなものではない。 ⑧の部分については、法科大学院に関する論点について事務局及び文部科学省から資料の説明が行われ、これに対してメンバーが質問をし、他のメンバーや事務局が応答したり、事務局に対する今後の議論の内容についての注文、メンバー自らの経験に基づく意見が述べられているが、いずれも特定のテーマについての激しい議論や、機微にわたる意見が述べられているようなものではないと認められる。したがって、当該部分が開示されることにより、発言者名が明らかになったり、語気・語調や言い間違い、会場の反応等が明らかになったとしても、自由かつ適当な意見交換を期待することが困難となるとまでは認められず、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。 以上により、当該対象文書のうち、⑤の議事の公開の協議の部分については、開示することにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものと認められることから、法５条５号の不開示情報に該当すると認められるが、その余の部分については同号の不開示情報に該当することとは認められない。 なお、諮問庁は、本検討会の検討課題については、利害関係者が多く、関係団体等は極めて強い関心を寄せており、議事録において発言者名が明記された場合、特定の意見を述べたメンバーに対し、
--	--	--

		数多くの陳情等が寄せられるおそれがあり、その他の迷惑行為も予想され、また、このような検討会については、議論の動向に応じて発言の訂正・修正・変更や撤回などを行い、場合によっては、自説でない説を採用することも必要であるから、議事録に発言者名を記載しないこととしたのは合理的であると主張する。 しかしながら、およそ制度の立案等に関して設けられる審議会等の委員に対しては、各方面から要望を始め種々の働き掛けがなされることは予想されるものであり、本検討会のメンバーに対するそのような働き掛けが一定の範囲を逸脱しない限り甘受することはやむを得ないと考えられるとともに、このような働き掛けによりメンバーが自らの信念や良識を述べるのが困難となるなど、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが生ずるとは認められない。 むしろ、法曹養成検討会においては、平成14年12月20日に行われた第14回会合において、今後議事録に発言者名を記載することとの決定がなされているところであり、このような動向にかんがみれば、諮問庁の主張するような本検討会の検討課題についての議論に不当な影響が及ぶとは考えられない。
128	答申15（行情）38 「入札参加業者に対する勧告についての新聞発表想定問答等を作成するために職務上取得した一切の資料の不開示決定に関する件」 - 公正取引委員会の勧告書（案）が5号に該当するとされたもの - 委員会議事録についても、審議・検討に関する情報であるとして、5号該当が認められたもの	2 不開示情報該当性について （略） （7）審査報告書 審査報告書は、審査官が審査局長を通じて公正取引委員会に報告をする文書であり、当審査会の見分したところによれば、その内容は端緒入手段階から事件処理案までの一連の審査経過及び審査事実の概要であり、①審査報告書本体、②別紙資料、③証拠抜粋、④供述抜粋、⑤勧告書（案）から構成される。 このうち、文書①の記載事項は、事件処理に係る審議、検討の内容であり、端緒情報、審査経過、審査事実の概要、関係法条、審査官の意見及び担当部署名である。 この報告書には、個人に関する情報及び法人その他の団体又は事業を営む個人に関する情報が含まれており、これらを開示すると、今後、公正取引委員会に対する任意の供述等による情報提供が円滑にされなくなるおそれがあり、また、当該事件の処理方針等の審議、検討に係る情報を公にすることにより、今後、同種の事件の審議等において率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、さらに、事件処理に係る審議、検討の内容を公にすることにより、処理に当たっての考え方、問題点等が明らかになり、法人等の違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがあり、加えて、担当部署が公になることにより、公正取引委員会の調査体制及び実態が明らかになるおそれがあり、公正取引委員会による正確な事実の把握を困難にし、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められ、それぞれ各個の部分について法5条1号又は2号イ該当性について判断するまでもなく、その全体が同条5号及び6号イに該当すると認められる。 （略）

		また、文書⑤の記載事項は、事務総局（審査局）において作成した勧告書（案）であり、当該情報については、審議等の結果、当該案が変更、修正等されることもあるので、公にすることにより、今後、事件処理に係る審議等について率直な意見の交換が不当に損なわれ、また、同種の事件処理の審議等について意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることが認められ、法5条5号に該当すると認められる。 (8) 委員会議事録 当審査会の見分したところによれば、委員会議事録の記載事項は、決裁先及び印影、開催年月日時刻、出席者、議事の種別及び議題、担当課並びに議事の経過内容であり、当該情報については、①法人等の事業者の秘密に係る情報があり、それを公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、②審議・検討に関する情報であり、それを公にすることにより、今後、同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあり、率直な意見の交換、意思決定の中立性（独立性）が不当に損なわれるおそれがあること、③事件処理に係る審議等に関する情報として、これを公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、加えて、事件の種類、規模等に応じて、どの程度の人員、体制を要しているのか、また、会議の度ごとに作成される議事録により審議回数が分かり、どの程度の審議が重ねられているのかなど、公正取引委員会の審議体制及び実態が明らかにされ、事件関係人の事件審査に対する対策の構築等を容易にさせ、審査活動に支障を来すおそれがあることがそれぞれ認められ、法5条2号イ、5号及び6号イに該当すると認められる。
129	答申15（行情）410 「国際人権B規約の第一選択議定書の締結問題に関する政府の方針等に関する文書の一部開示決定に関する件」 政府の方針に関する各省庁の意見につき、文書の個別具体的性質に応じて法5条5号該当性を判断したもの	4 不開示情報該当性について （略） (1) 法5条5号該当性について ア（略） 当該検討・協議等が継続中であり、それに係る意思決定がいまだ行われていない場合であっても、当該情報の性質・内容により、同号に該当しないものもあると考えられる。 イ（略） (ア) 諮問庁から意見を求められた関係各府省の回答文書の中の意見が記載された本文部分 （略） しかしながら、当該不開示部分に記載された情報は、上記のとおり、当該時点における各府省の見解と認められるものであり、既に一般に明らかにされているものと内容的には同旨のものと認められるうえ、既に当該時点からも相当に長期の期間が経過していることからすると、仮にこれを公にしたとしても、上記記載内容を口実に不当な圧力や干渉が加えられることが予想されるとは言い難いものである。さらに、その記載内容の性格に照らせば、当該情報が公にされることにより、仮に各府省に対し、批判的な意見が提示されることがあるとしても、今

		後の協議・検討に当たり、各府省が組織として、そうした意見を踏まえ、当該問題について検討等を行うことによって、本件議定書の締結問題についての理解や認識が深まることはあれ、政府部内における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他法5条5号に該当する事由が存するものとは認められない。 (イ) 諮問庁が作成した関係各府省等との協議又は意見交換の記録の中の出席者の発言がまとめられた部分 (略) 当該不開示部分に記載された情報の性格は、(i)当該時点における人権問題、B規約及び本件議定書に関連する事項についての質問又は取りあえずの所見及び個人的な意見というものであり、(ii)それらは、各府省等の内部での協議・検討の結果を必ずしも踏まえたものではなく、各府省等からの出席者の人権問題等についての当該時点における理解及び認識の度合いを色濃く反映したもので、事実関係の確認等が不十分な情報などに基づいたものが少なからず含まれていることが認められる。 一般に、政府部内又は相互間における審議、検討又は協議の形態の一つとして、自由闊達な議論を行うという趣旨で行われるもので、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議という性格を持つものがある。このような協議等にあつては、自由討議という性格を反映して、検討過程の取りあえずの所見若しくは未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などに基づいたもの又は全くの個人的な意見などという性格のものが少なからず含まれる。 このような性格の発言は、討議の内容やそれぞれの見解などについての出席者相互間の理解の共有と深化をもたらすものであり、具体的な意思決定の前段階としての協議等においては当然に見られるものである。 したがって、上記(i)及び(ii)のような発言は、仮に、これを公にした場合、政府部内における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものと認められる。 (ウ) 諮問庁が作成した資料の中の関係各府省等の見解及び対応振りを記載した部分 当該資料は、諮問庁が上記(ア)の各府省等の見解等を比較的原文に近い形で記載し、資料として取りまとめた2件の文書であつて、その記載内容は、上記(ア)の平成2年末から平成3年8月までの時点及び平成8年の時点の各府省等の見解とそれぞれ符合するものである。したがって、上記(ア)の回答文書と同様に、その記載内容は、仮に、これを公にしたとしても、法5条5号に該当する事由が存するものとは認められない。 (エ) 諮問庁の報告・供覧のかがみの「(別紙の要点等)」の欄に記載された関係各府省等の意見の要点として取りまとめられた記述の部分 (略)
--	--	---

		当該不開示部分は、諮問庁の主観が反映されたものであって、当該意見等の言い回しなどによる微妙な意味合いの違いなどが捨象されたものであり、当該発言者の発言の真意や所属する府省の見解について誤解を生じさせる余地があるものである。この事情は、当該時点から既に相当に長期の期間が経過しているとしても変わらないので、仮に、当該不開示部分を公にした場合、政府部内における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められる。 (オ) 決裁書の中の諮問庁の事実認識に基づく考察及び対応の方向性がまとめられた部分 (略) したがって、当該不開示部分の記載内容は、事実関係の確認が不十分な情報や未成熟な情報を含むおそれがあるので、公開することにより、諮問庁及び他の府省等の見解や対応姿勢などについて誤解や憶測を招く余地があり、当該時点から既に相当に長期の期間が経過しているとしても、この事情は変わらないので、公にすることにより、政府部内における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものと認められる。 しかしながら、(c) の記述は、本件議定書の規定から当然に導き出される B 規約委員会に対する観点からの諮問庁としての基本的な対応姿勢について述べているに過ぎないと認められるうえ、既に当該時点からも相当に長期の期間が経過していること及び本件決裁書の性格にかんがみれば、仮に、これを公にしたとしても、政府部内における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他法 5 条 5 号に該当する事由が存するものとは認められない。 (カ) 質問主意書に対する答弁書の文案の中の諮問庁及び関係府省の修正意見が手書きで書き込まれた部分 当該不開示部分に記載された情報は、諮問庁及び各府省としての意見をまとめるために取り交わされた検討・協議途中のものであり、未成熟な意見や考え方を反映したものであって、諮問庁及び各府省の見解として誤解される余地があるものであると認められ、当該時点から既に相当に長期の期間が経過しているとしても、この事情は変わらないので、公にすることにより、政府部内における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものと認められる。
130	答申 16 (行情) 174 「対イラク攻撃に関する大使意見具申電の不開示決定に関する件」 ・ 意見具申電について意見交換が損なわれるおそれ及び外交事務に支障を及ぼすおそれを認めなかったもの	2 法 5 条 5 号該当性について (略) (2) 本件対象文書の法 5 条 5 号該当性について (略) しかしながら、元在外公館長が著作物により行政機関の保有する情報の内容として特定の内容を明らかにする行為と当該行政機関が所掌事務の遂行上その内容を公にする行為とが、性格の異なるものであることを考慮しても、本件対象文書の内容については、上記 (1) のとおり、元在外公館長の著作物で、既にその内容が周知され公知の事実となっているものである。

		また、本件対象文書を見分する限り、同文書の内容については、本件意見具申が対象とした事案に関連する外交案件について今後も政府内部において様々な意思決定が行われる状況にあるとは言え、公の場での議論になじまない機微な内容を含んでいるものとは認められず、また、少なくとも、これが政府の公式の見解であるとの誤解を受けることはあり得ないものと認められる。現に、当審査会で調査したところ、当該著作物が取り上げられた平成15年10月の国会の審議においても、その内容についての質疑はなかったものであり、また、当審査会において諮問庁に確認したところ、同庁において、当初秘密文書として指定を受けていた本件対象文書に対し、平成16年2月27日に秘密指定の解除が行われていることから、このような見方ができる。 さらに、本件については、元在外公館長が、自ら著作物により本件対象文書の内容を公にすることにより、その内容が公知の事実となったと認められるものであり、このような経緯を踏まえると、本件意見具申の内容を開示したとしても、このことが今後の在外公館長による意見具申に対し萎縮効果をもたらすとまでは認められない。 また、実際にも、上記の著作物により、本件対象文書の内容が公にされてから現在までの間において、諮問庁の上記主張にみられるような、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、関連性のある外交案件についての率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれたといった事態があったとは認められない。 したがって、本件対象文書については、これを公にしても、他の在外公館長による意見具申に対し萎縮効果が働くものとは認められず、また、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、関連性のある外交案件についての政府内部における自由な意見交換が阻害され、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとも認められないものであって、法5条5号の不開示情報に該当するものとは認められない。 3 法5条6号該当性について (1) 本件対象文書の法5条6号該当性について (略) 一般的に、意見具申については、無秩序に開示されるということであれば、上記の諮問庁が主張するような事態を招くことも考えられるが、本件対象文書については、上記2で述べたとおり、当該意見具申を行った本人自らがその著作物を通じて公にしたことにより、その内容が本件開示請求前後において公知の事実となっているものであり、今回、同請求に基づきこれを公にしたからと言って、すべての意見具申の不開示情報該当性が否定されるというものではない。 この点を踏まえれば、本件対象文書を公にした場合、他の在外公館長が意見具申を提出するに当たり、萎縮効果が働くものとは認められず、自由かつ率直に意見を述べることを前提とする当該意見具申制度の適正な運用が損なわれ、ひいては外交事務の適正な遂行に
--	--	---

		支障を及ぼすおそれがあるとは認められないものであって、法5条6号の不開示情報に該当するものとも認められない。 したがって、本件対象文書のうち、下記(2)により不開示が相当とする部分を除くその余の部分については、法5条6号の不開示情報に該当するとは認められず、また、上記2のとおり同条5号の不開示情報に該当するとも認められないので、開示すべきである。
131	答申16(独情)24 「金融政策決定会合議事録の公表に関する件」の一部開示決定に関する件 ・ 日本銀行政策委員会議事録について意見交換が損なわれるおそれを認めなかったもの	3 不開示情報該当性について (略) (1) 上記2②議事録本体の不開示部分のうち、9頁目中4行目の26文字目から5行目の20文字目まで以外の部分及び同④議事関係資料の不開示部分のうち、2. 具体案及び3. 細目の決定の部分について (略) また、諮問庁は、決定された「10年後公表」が真に適切か否かという検証は現時点では未了であり、こうした時期にその議論の詳細が明らかになれば、経済情勢や市場への影響を無視した極端な議論が生じ、適切なあり得べき相当期間についての自由な検討工夫が不当に阻害され、日本銀行の適正な事務の遂行に支障を生じるおそれがあり、法5条4号柱書き及び3号の不開示情報に該当すると説明するが、仮に、諮問庁が言うように当該不開示部分を公にすることにより「相当期間」に関して経済情勢や市場への影響を無視した極端な議論が生じたとしても、「相当期間」については、政策委員会が日銀法20条2項に基づき独自に判断し決定するものであって、当該不開示部分を開示することにより日本銀行の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。 さらに、諮問庁は、当該議論の内容が公にされると、今後「相当期間」の変更について議論を行なう場合、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり法5条3号の不開示情報に該当すると説明するが、日本銀行の委員等は、そもそも高い見識を有し、独立して判断すべき立場にあるというのみならず、何よりもまず我が国の金融政策の決定という重要な責務を負って、金融政策決定会合において議論を尽くすものであることにかんがみると、仮に将来、「相当期間」の変更について議論を行う場合にあっては、委員等の率直な意見交換が損なわれるとは考え難い。 以上により、議事録本体の不開示部分及び議事関係資料の不開示部分は、これを公にすることにより、法5条3号及び4号の不開示情報に該当するとは認められない。
132	答申17(行情)391, 393 「火工品安全性評価申請書等の一部開示決定に関する件外1件」 ・ パブリックコメントの実施を含めた全体の審査が終わっていないため、5号	(393号) 4 不開示情報該当性について (1) 法5条5号該当性について (略) 原処分時において、適用除外火工品として告示に指定されるかどうか未確定な審査中の段階に関する情報につき、これらを公にした場合、①審査の対象となっている特定火工品について、指定の推進あるいは指定の阻止等を目的とした外部からの圧力や干渉により審査における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや②火

	に該当し、不開示が相当としたもの	薬類製造販売等関係事業者などに当該特定火工品が火薬類取締法の規制対象から除かれることになると受け取られ、パブリックコメントによる意見募集も含めて全体の審査が終わらないうちに適用除外とすることかどうかについての国の対応が誤って伝わる等により、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや、さらに、③適用除外を要望している特定火工品の製造上のノウハウ等が明らかとなり、当該要望事業者に不当に不利益を及ぼすおそれがあることを否定することはできないと考えられる。 したがって、本件対象文書については、法5条5号に該当すると認められ、不開示とすることが相当である。
133	答申17（独情）25 「香椎副都心土地区画整理事業に関する各係数決定図書等の一部開示決定に関する件」 ・ 路線価指数等につき、独情法5条3号該当性を認めなかった例	2 不開示情報該当性について （1）文書4について （略） ア 法5条3号該当性 （略） しかしながら、諮問庁の説明によれば、本件整理事業においては、既に7割以上の権利者に対して仮換地指定が通知されており、その際には本件路線価指数等を基に仮換地を指定しているとのことである。本件路線価指数等は、土地利用計画の変更に伴い換地設計が変更されれば、変更される可能性がある数値であり、都道府県知事の認可を受けて最終的に決定される換地計画の数値とは異なる可能性があるという意味では、諮問庁が説明するように作成途中のものであることは確かであるが、本件路線価指数等は、上述のとおり仮換地指定の際の根拠となった数値であって、それを基に権利者に通知を行っているという意味において、その時点で一定の判断基準となるべきものであったと認められ、また、本件路線価指数は、機構が本件土地について仮換地案を検討するために、各路線ごとに整理前後の宅地としての標準画地の平方メートル当たりの利用価値を指数により表した数値であって、それ自体は個々の土地売買等の際の価格に直結するものとは言えない。 また、諮問庁は、本件のような土地区画整理事業において算定される路線価指数は、事業における相対的土地評価を実施するために、施行者が土地評価基準に基づいて算定するものであって、国税局が相続税等の算出の基準として算定する一般的な相続税等の路線価とは異なるものであるにもかかわらず、この一般的な路線価と本件路線価指数とが混同され、誤って取り扱われるおそれがあると説明するが、土地の売買等を検討している者が、その検討過程において入手する情報に関して、それがどのような情報であるかについて確認もせずに売買等を行うことは、一般的には考え難いものである。 さらに、土地区画整理法により公衆の縦覧に供されることとなっている換地計画の中では、地番ごとに整理前後の権利価額までが記載され、公にされていることにかんがみると、本件路線価指数等を公にすることによって、諮問庁が説明するような土地の売買等を行う際に権利者に不当に不利益を及ぼすような具体的な

		おそれがあるとは認められず，法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。
134	答申18（行情）454，455 「委員会議事録で「著作物再販制」に関し言及されているものの不開示決定に関する件」 ・ 著作物再販制度の存廃をめぐる議論の法5条5号該当性について，一律に判断せず，一部のみ該当性を認めたもの	3 不開示情報該当性について （1）法5条5号該当性について （略） エ 本件対象文書の不開示情報該当性についての基本的な考え方 上記第3及び上記ウに示した諮問庁の説明内容並びに上記イに示した著作物再販制度をめぐるこれまでの議論の経緯（平成13年3月23日に公表した「著作物再販制度の取扱いについて」の位置付け）を踏まえて考慮すると，著作物再販制度の存廃をめぐる議論は，既に終えんを迎えたというのではなく，現時点においても，依然として長年にわたる議論途上のものとして位置付けられると解され，また，本件対象文書の開示・不開示の判断を行うに当たっては，世論形成力の強い新聞業界等が当事者であることも，考慮すべき事情の一つであると考えられるから，諮問庁が説明する①平成13年3月の前後を問わず，これまで開催された公正取引委員会の会議の議事録が公になることにより，当該議題について意思決定に至るまでに，公正取引委員会の委員長・委員がどのような意見を持っていたのかが明らかとなれば，今後，委員会における発言が関係業界における反応も意識したものにならざるを得ず，率直かつ自由な意見交換が妨げられ，当該議題の結論の公正さ，中立性を確保することが困難となり，②特に，本件については，例えば検討対象となっている新聞業界自身が自らの紙面を用いて大々的に反対意見を記事として掲載したり，関係業界団体が多数の反対意見を関係各方面に対し送付するなど，制度の廃止に対する関係業界の反対運動が強力に行われていたことを踏まえると，議論途上の特定の意見や発言の言葉尻のみを公正取引委員会の意見・見解として一方的に取り上げた批判が行われる可能性もあり，著作物再販制度に関する公正取引委員会の今後の自由な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれは大きいものと考えられるとの説明は首肯できるものである。 以上のことから，議事録のうち，委員長・委員の率直かつ忌たんのない意見や考えが示されている部分は，法5条5号に該当し不開示とすべきであると思料する。 また，添付資料については，例えば，著作物再販制度の存廃に関し公正取引委員会の見解等をまとめた公表用資料については，公正取引委員会は，著作物再販制度の存廃をめぐって，世論形成力の強い関係業界が強く反対しており，国民各層にも両様の議論・意見が存在している等の本件特有の事情を踏まえて，一定の政策効果の企図・実現を目指し，言葉尻のみが一方的に取り上げられて批判を受けるなどのことがないように，細心の注意を払い慎重に文言を選択し，表現を練った上で当該公表用資料を作成しているものと思われるから，そのような公表用資料の原案が資料として添付されている場合は，実際に公表された資料と対比した場合に委員長・委員の率直かつ忌たんのない意見や考え方が判明

		する、あるいはそれを推測し得るものかどうかについて、慎重に判断すべきものであると思料される。したがって、添付資料については、議事録の審議内容と直結し、委員長・委員の率直かつ忌憚らない意見や考え方が示されているかどうかのみならず、あるいは、これを推測し得るものかどうかについても慎重に判断した上で、これらのことが認められないものについては、開示すべきものと言える。
23-12	答申 2 3（行情） 1 7 5 「「人権教育・啓発に関する基本計画」の見直しに係る文書の一部開示決定に関する件」 ・ 審議、検討又は協議に関する情報については、一律に意思決定前の情報を全て不開示とすることは、政府がその諸活動を説明する責任を全うするという観点から適当でなく、個別具体的に不開示情報の範囲が画されるとした上で、基本計画の改訂作業における各省庁の意見に関する情報について、当該改訂作業は既に終了していることなどを理由に、5条5号該当性を否定した例	3 本件対象文書の不開示情報該当性について（略） （3）文書2及び文書4ないし文書14 ア （略）その余の部分については、各省庁の意見に関する情報が含まれており、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条5号及び6号に該当すると説明する。 イ 上記諮問庁の説明について検討する。 法5条5号は、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものを不開示情報と規定しているところ、このような検討・協議等に関する情報については、行政機関としての最終的な決定前の事項に関する情報が少なからず含まれているが、一律に意思決定前の情報を全て不開示とすることは、政府がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは、適当ではないので、個別具体的に、開示することによって行政機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を考慮し、不開示とされる情報の範囲が画されることになるものと解される。 しかしながら、基本計画は、既に平成23年4月1日に閣議決定し、公表されているため、当該基本計画の改訂作業は終了していると見るべきであり、もはや検討途上にはないと認められる。 そのため、諮問庁が文書2及び文書4ないし文書14を不開示とする理由として説明する率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれなるものは、極めて抽象的であると言わざるを得ず、今後、この当該基本計画の改訂作業が再び行われ、各省庁に意見照会がされたとしても、各省庁が率直な意見を提出することが不当に妨げられるおそれがあるとまでは認められない。 以上のことを総合的に考慮すると、標記不開示部分が諮問庁における協議検討の途上である情報であり、開示された場合に今後の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものと認めることはできない。 また、上記のとおり既に基本計画の見直し作業は終了していることからすると、不開示部分を公にしたとしても当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えないと認められる。

		したがって、文書2及び文書4ないし文書14の各省庁から提出された意見等の不開示部分は法5条5号及び6号には該当しないことから開示すべきである。
24-15	答申24（行情）362, 366, 368, 371 「災害廃棄物安全評価検討会第7回及び第8回議事録等の不開示決定に関する件」等 ・ 災害廃棄物安全評価検討会の録音データについて、当該録音データの内容は、多少の言い回しや表現振りなどの違いはあるものの、本件各議事録の記載内容とほぼ同一であるなどの理由から、これが公になると、委員による率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び処理方針に基づく市町村等による災害廃棄物の処理事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないとして、5条5号及び6号柱書き該当性を否定した例	2 不開示維持文書の保有の有無及び不開示情報該当性について（略） (2) 第5回ないし第7回及び第12回の録音データの不開示について（略） 当審査会において本件対象文書を見分（聴取）したところ、本件対象文書は、平成23年8月10日（第5回）、同月27日（第6回）、同年9月25日（第7回）及び平成24年3月12日（第12回）にそれぞれ開催された本件各会議の内容を録音した電子データであると認められる。 （略） 当該録音データの不開示情報該当性を検討すると、当該録音データの内容は、多少の言い回しや表現振りなどの違いはあるものの、本件各議事録の記載内容とほぼ同一であり、当該議事録は当該録音データに基づき、逐語的に作成されたと認められ、また、当該録音データに録音された各発言者の語気や語調に、諮問庁が説明するようなおそれがあると認められるような部分は認められなかった。 また、録音データと本件各議事録の記載が異なる部分について、当審査会において確認したところ、確かに委員の明白な言い間違いなどを議事録において修正したものであると認められるが、諮問庁が説明するように、録音データの公表により当該部分の発言内容が公になると、委員による率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、法5条5号の不開示情報に該当するとは言えない。また、災害廃棄物の処理方針の取りまとめを目的としている本件検討会の議論の録音内容が公にされることで、発言内容が過大に、広く訴えられること等により、処理方針に基づく市町村等による災害廃棄物の処理事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると思われるべき発言も存在しないから、法5条6号柱書きに該当するとも認められない。 したがって、本件各会議の録音データについては、いずれも法5条5号及び6号柱書きに該当するとは認められないことから、開示すべきである。 3 付言 (1) 第8回ないし第11回の議事録及び録音データを環境省において保有していないとの諮問庁の説明自体に不自然、不合理とまでは言えないことは、上記2（1）で判断したとおりであるが、これらを保有するに至らなかった経緯、事情については、看過し難い問題があるように思われる。 (2) この点に関する諮問庁の説明（口頭説明を含む。）は、①第1回から第4回までの会議については、速記業者に委託して速記録を作成し、その録音データの提供を受けていたが、第5回会議以降は、速記の外注をやめた、②その後、第7回会議までは、担当者が録音し、そのデータを保有したが、第8回会議以降は、担当者による録音もやめた、③本件検討会については、議事概要の作成を予定して

		おり、その作成のための速記や録音であったところ、上記各時期に、議事概要作成のために速記、録音が必要でないことが順次明らかになったので、事務担当者の判断で、上記各時期にこれらをやめたものである、というものである。 (3) しかし、諮問自体が取下げで終わった平成24年（行情）諮問第14号事件及び本件各諮問事件において提示された経過文書によれば、次の各事実が認められる。 ①第4回会議（平成23年7月14日開催）後の同月16日、第1回ないし第4回会議の議事録につき、法に基づく開示請求がなされた。 ②平成23年9月26日に、第5回ないし第7回会議の議事録についても、法に基づく開示請求がなされた。 ③第8回会議は、平成23年10月10日に開催されたが、同月13日に、第7回及び第8回の議事録及び第5回ないし第8回の録音データにつき、法に基づく開示請求がなされた。 (4) 諮問庁の上記（2）の説明は、速記も録音も、専ら議事概要作成のためであったというのであるが、そのためだけなら、①そもそも費用を要する外部速記まで必要だったのか、②第4回が終わるまで速記が不要であることが分からなかったのか、③第7回が終わるまで録音が不要であることが分からなかったのか等の疑問がある。 しかも、上記（3）のとおり、速記をやめた時期、録音をやめた時期は、いずれも、議事録、録音データにつき、法に基づく開示請求があった時点と、時間的に微妙な関係にあるのであって、これらをやめたことと開示請求がなされたこととの間には、何らかの関連があるのではないかと疑念すら生ずるのである。 (5) その上、本件検討会における議論内容については、国民間に関心が高く、その内容を公開して、政府として説明責任を果たすことが重要であることは、本件諮問手続では、諮問庁も認めているのである。 (6) 以上によれば、せっかく行っていた速記、録音を順次取りやめ、その結果、第8回ないし第11回会議については、議事概要しか残せないこととなったことは、それが開示請求に対する対応であったとの疑念をしばらく置くとしても、本件検討会の議事内容を保存することの重要性への認識が不足していたと言うべきであり、今後においては、会議ごとに議事内容保存の重要性の程度を見極めて、適切な保存を図ることが望まれる。
24-16	答申24（行情）419 「高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議」の委員名が分かる文書の不開示決定に関する件」 文部科学大臣の諮問機関として設置された検討会議の委員名が分かる文書について、当該検討会議に	1 本件対象文書について 本件対象文書は、平成22年5月26日に文部科学大臣の諮問機関として設置され、同年8月30日に報告書を取りまとめた検討会議の委員名が分かる文書である。 （略） 2 本件対象文書の不開示情報該当性について （略） （2）法5条5号該当性について 以下、諮問庁が主張する法5条5号による不開示情報該当性について検討する。

	おける議論は、既に取りまとめられ、報告書として公表されているため、当該検討会議の検討作業は終了しているとするべきであり、また、今後、検討会議の委員が審査会の委員に委嘱される可能性があるとしても、検討会議と審査会は法的に全く別個の組織、制度であること等を考慮すると、協議検討の途上の情報と認められないとして、5条5号該当性を否定した例	法5条5号は、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものを不開示情報と規定している。このような検討・協議等に関する情報については、行政機関としての最終的な決定前の事項に関する情報が少なからず含まれているが、一律に意思決定前の情報を全て不開示とすることは、政府がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは、適当ではないので、個別具体的に、開示することによって行政機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を考慮し、不開示とされる情報の範囲が画されることになるものと解される。 しかしながら、検討会議における議論は、既に平成22年8月30日に取りまとめられ、同月31日に報告書として公表されているため、当該検討会議の検討作業は終了しているとするべきであり、もはや検討途上にはないと認められる。そのため、諮問庁が本件対象文書を不開示とする理由として説明する率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれなるものは、「高校就学支援ホットライン」に対して、粗暴な言辞による意見が多数寄せられているとしても、極めて抽象的であると言わざるを得ない。今後、検討会議の委員が審査会の委員に委嘱される可能性があるとしても、検討会議と審査会は法的に全く別個の組織、制度である上、検討会議の委員が審査会の委員に委嘱されるか否かという将来の不確定的事実をもって、過去の検討会議を構成した委員の氏名を不開示とする理由とはならない。 以上のことを総合的に考慮すると、本件不開示部分が諮問庁における協議検討の途上である情報であり、開示された場合に今後の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものと認めることはできない。 したがって、本件対象文書は法5条5号には該当しないことから開示すべきである。
25-18	答申25（行情）329 「平和のフロンティア部会議事録等の一部開示決定に関する件」 有識者会議議事録に記載された発言委員の姓について、出席委員の姓及び発言内容は全て開示されていること等から、5条5号及び6号柱書きに該当しないとした例	3 不開示情報該当性について 文書3の不開示部分は、平和部会における発言者の姓のうち、平和部会の部会長及び部会長代理を除く委員の姓である。 当該部分については、委員の氏名が公表されているので法5条1号ただし書きに該当し、また、出席委員の姓及びその発言内容は全て開示されているので、当該不開示部分については、これを公にすることにより、当該委員に不利益を及ぼすおそれや同種の会議に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。 (注) 文書3は、「第1回ないし第8回平和のフロンティア部会議事録」である。
○	[再掲] 答申27（行情）896 「依存性薬物検討会の資料一式の不開示決定に関する	整理番号27-10の答申参照

	件」 ・ 依存性薬物検討会委員の氏名については、明らかにになると外部からの妨害等により率直な意見交換等が不当に損なわれるおそれがあるとして、法5条5号に基づき不開示妥当と判断した例	
27-11	答申27（独情）76 「科学技術文献情報提供事業に係る提供業務の事業者公募に関する文書の一部不開示決定に関する件」 ・ 科学技術文献情報提供事業の民間事業者への事業移管に伴う事業者公募の選定における「必須要件及び加点評価の評価方法の審査基準」の不開示部分について、次回調達の審査基準が全く同一になるとは考えにくく、当該不開示部分に記載されている内容は、公募する事業等について諮問庁が求める条件やより高く評価するポイント等を具体的に示すものであって、これを明らかにすることにより、諮問庁が今後行う事業者公募の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生ずることは想定し難いことから、法5条3号及び4号柱書きのいずれにも該当せず開示すべきと判断した例	2 不開示情報該当性について（略） （2）不開示部分の不開示情報該当性について（略） エ 不開示部分5について （ア）当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該不開示部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。 a 当該不開示部分は、文書5の一部である「提案審査項目及び提案審査評価基準（案）」（以下「評価基準」という。）に記載されている。 評価基準は、提案書に対する総合評価点のうち技術評価点を「評価項目、①提案者が求められる必須要件（以下「必須要件」という。）、②提案書の加点評価（以下「加点評価」という。）、評価の考え方、備考、必須項目、加点項目配点、様式番号及び様式の名称」の各欄によって構成しており、必須要件は入札要件そのものを満たしているかを判断するものであることから満点を必須とし、加点評価の点数によって提案書を差別化している。 原処分においては、評価基準の「評価の考え方」欄及び「備考」欄のうち標題を除く部分を不開示としたが、民間事業者がより良い提案を行えるように当該不開示部分を除く「評価項目、必須要件、加点評価、必須項目、加点項目配点、様式番号及び様式の名称」部分の情報は公にしている。 b 当該不開示部分に記載されている情報は、機構における必須要件及び加点評価の評価方法に係る審議、検討又は協議に関する情報であって、既に事業移管の手続は終了しているものの、今後も「同様の調達」又は「同様の審査基準を用いる調達」を行う予定があり、当該不開示部分を公にすると、機構における評価の考え方の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（法5条3号）、さらに、必須要件に係る部分を公にすると、調達の理解度が低い事業者が形式的に提案できてしまうおそれ、加点評価に係る部分を公にすると、機構が期待する民間事業者の自由・独自の発想・工夫による公募型プロポー

		ザル方式による公募への提案とならず、実質的に提案に優劣のつかない価格競争につながるおそれがあり、民間事業者の創意工夫した提案が評価に反映されにくくなり、機構が今後行う事業者公募の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（同条４号柱書き）がある。 （イ）当審査会において当該不開示部分を見分したところ、必須要件及び加点評価それぞれに係る個別の要件、加点項目及び点数等の記載が認められ、諮問庁は、機構における必須要件及び加点評価の評価方法であり、既に事業移管の手続は終了しているものの、今後も「同様の調達」又は「同様の審査基準を用いる調達」を行う予定（次回は平成３０年度に実施する予定）があり、このような情報が公になると、機構が今後行う事業者公募の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明するが、新たに平成３０年度に実施される調達の審査基準が同２５年度（今回）と全く同一になるとは考えにくく、さらに、当該不開示部分に記載されている内容は、公募する事業・業務について機構が求める条件やより高く評価するポイント等を具体的に示すものであって、これを明らかにすることにより、これら条件やポイントに沿ったより良い提案が期待できることはあっても、これを基に、諮問庁が主張するような、形式的な提案がされたり、自由・独自の発想・工夫がされなくなったりして、民間事業者の創意工夫した提案が評価に反映されにくくなり、機構が今後行う事業者公募の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生ずることは想定し難い。 （ウ）したがって、別紙１の３（２）に掲げる部分（不開示部分５）は、法５条３号及び４号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。
○	〔再掲〕 答申２９（行情）４０３ 「「河野談話作成過程等に関する検証チーム」に関連して作成・取得した文書等の一部開示決定に関する件」 ・ 報道機関等から提起されることが当時想定された質問とそれに対する応答要領等については、法５条３号、５号及び６号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべき、また、原処分では不存在とされた文書について、請求文言を合理的に解釈すれば本件請求対象に該当する	整理番号２９－４の答申参照

	と認められる文書が不開示とされた部分に含まれていることから、これにつき改めて特定の上、開示決定等をすべきとした例	
1-10	答申 1 (行情) 3 0 6 「平成 2 8 年度生活保護担当指導職員ブロック会議における研究・協議資料」の一部開示決定に関する件」 厚生労働省が毎年開催する生活保護担当指導職員ブロック会議資料中、意見を述べた自治体名について、①既に会議の協議内容を踏まえた制度改正が行われていること、②個別具体の生活保護事案に関することや機微にわたることが記載されているとは認められないことから、法 5 条 5 号該当性を認めず、開示すべきとした例	2 不開示情報該当性について (略) (2) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、給付型の奨学金を受ける場合や、授業料等が全額免除される場合についても世帯分離を可能とすべきとの意見があることを踏まえ、大学で就学する場合の世帯分離の取扱いについて協議するために、これに関する 5 つの質問事項並びに当該質問事項に対する各地方公共団体の賛否及び賛否に関する意見が詳細に記載されていることが認められる。 しかしながら、上記 (1) アの諮問庁の説明によれば、原処分の時点では、平成 2 8 年度のブロック会議の協議内容を踏まえた制度改正は既に行われているほか、各地方公共団体の賛否に関する意見には、あくまで大学で就学する場合の世帯分離の制度の在り方についてのその時点の各地方公共団体の考え方が記載されているにすぎず、個別具体の生活保護事案に関することや機微にわたることまで記載されているとは認められない。 そうすると、不開示とされている自治体名等は、その情報の性質上、国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められない。 したがって、当該部分は、法 5 条 5 号に該当せず、開示すべきである。
1-11	答申 1 (行情) 4 3 6 「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案の法令審査に関する文書の不開示決定に関する件」 未成立の法案に対する法案審査等に係る情報につき、検討過程の情報を公にした場合、その内容が必ずしも正確でない形で国民に伝えられ、今後の検討の方向性について	2 本件対象文書の不開示情報該当性について (略) (2) 以下、検討する。 (略) イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、本件法案については国会への提出を見送ることとしたため、内閣法制局の法令審査は終了しておらず、今後、法案内容を再検討した上で、改めて内閣法制局の法令審査を受ける予定であるとのことである。そうすると、本件対象文書に記録された情報は、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であると認められ、このような検討過程の情報を公にした場合、本件法案の内容が必ずしも正確でない形で国民に伝えられ、今後の検討の方向性について事実とは異なる憶測や混乱を招き、本件法案の策定に関わった方々への誹謗・中傷を誘発するなどして、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ

	憶測や混乱を招く等、率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれがあり、また、本件法案は、一体・不可分を成し、今後、法案全体の取扱いを含めて再検討する可能性もあるので、部分開示を行うことはできないとして、当該文書全体を法5条5号に該当するとした例	るおそれや不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると する上記諮問庁の説明は否定し難い。また、本件法案は、個々の条項が別個独立に存在しているわけではなく、一体・不可分を成すものであり、今後、法案全体の取扱いを含めて再検討する可能性もあるので、部分開示を行うことはできないとの上記諮問庁の説明も否定し難い。 ウ したがって、本件対象文書は、法5条5号に該当すると認められるので、その全部を不開示としたことは妥当である。
4-5	答申4（行情）195 「特定地域道路網調査業務の業務成果品の一部開示決定に関する件」 ・ 特定地域を対象とした幹線道路網における将来の交通量に係る推計情報等について、これを公にすると近隣用地の評価に影響を与える可能性があり、利害関係者等から事業計画の修正を迫られる等の干渉を受けるおそれがあることから、今後の該当の各事業につき、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると する諮問庁の説明を認め、法5条5号に該当するとした例	2 不開示維持部分の不開示情報該当性について (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示維持部分の不開示情報該当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。 ア 不開示部分5の不開示維持部分は、交通量配分ケースの設定等であり、不開示部分6の不開示維持部分は、ケース別における将来の交通量推計結果等であり、不開示部分7は、道路網の課題等であり、不開示部分8の不開示維持部分は、特定道路Aの整備効果の検討であり、不開示部分9は、特定道路Dの周辺街路における交通流動の解析等であり、不開示部分10は、本件対象文書における不開示部分の記載内容のまとめと今後の課題である。 イ これら不開示維持部分は、いずれも特定地域を対象とした幹線道路網における将来の交通量に係る推計情報等であることから、これを公にすると特定道路Aの事業に係る近隣用地の評価に影響を与える可能性がある。当該情報は、国の機関の内部における検討・協議に関する情報であるところ、これを公にすると、特定道路Aの事業につき、利害関係者（近隣用地の土地所有者、投機を考える者など）等から事業計画の修正を迫られる等の干渉を受けるおそれがあり、今後の特定道路Aの事業につき、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。 したがって、不開示維持部分はいずれも法5条5号に該当し、不開示を維持すべきと考える。 (2) 各不開示維持部分の記載内容に鑑みれば、上記（1）の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。 したがって、当該部分は、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。
5-8	答申5（行情）222 「特定番号に係る起案文書の一部開示決定に関する	2 不開示情報該当性について (1) 開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について 通番1は判決文書の伺い文の一部であり、通番2は、開示請求

	件」 別件の開示請求に対する対応方針を本省と地方支分部局との間で相談した際のメール及び参考資料等について、具体的な対応方針に関する内容等は6号柱書きにより不開示とする一方、公にすることも事務的な支障が認められない部分については、別件の開示請求に対する決定が本件の開示決定時点で既に行われていたことも踏まえ、6号柱書きのみならず5号該当性も認めず開示すべきと判断した例	の事務に係る参考資料の一部である。また、通番3は、本省と処分庁の間で行われた協議のためのメールの一部である。別件開示請求に対する開示決定等は既に行われていることから、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとも認められず、処分庁における情報公開に係る事務に関し、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。 したがって、当該部分は、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。 (2) その余の部分(別表の4欄に掲げる部分を除く部分)について 通番1及び通番3は、決裁文書の詳細情報、本省と処分庁の間で行われた協議のためのメールの一部である。 当該部分には、本省と処分庁の間で行われた協議内容や処分方針等が具体的かつ詳細に記載されていることから、これを開示すると、情報公開に係る事務に関して行政機関における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。 また、当該部分に記載された内線番号及びFAX番号は、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあることは否定できず、行政機関における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。 したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。
5-9	答申6(行情)32 「特定の想定問答の協議に当たって行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件」 〔主管官庁：外務省、協議先：防衛省〕である国会答弁書が一部不開示決定とされた事案につき、協議先である防衛省で保有する答弁書は最終的な意思決定となったものではなく協議中のものであるから、これを公にすると関係省庁間において検討していた担当部局における未成熟な検討内容が明らかとなり、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわ	3 不開示部分の不開示情報該当性について 不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2のとおり(別表のとおり)説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。 (1) 別表番号1に掲げる不開示部分について ア 標記不開示部分には、米軍基地等に係る様々な論点について政府部内で協議・検討した内容等が想定問答の形式でまとめられ、記載されていると認められる。 イ 標記不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。 本件対象文書の作成元である主管官庁は外務省であり、防衛省においては、協議先の位置付けであった。そのため、本件対象文書は協議が整った最終的な意思決定ではなく、協議中のものであり、これを公にすることにより、関係省庁間において検討していた担当部局における未成熟な検討内容が明らかとなり、今後の同種の文書の策定作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。 ウ これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、関係省庁間において検討していた担当部局における未成熟な検討内容が

	れるおそれがあるため、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当とした例	明らかとなり、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする旨の上記イの諮問庁の説明は、否定することまではできない。 そうすると、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。
6-10	答申6（行情）195 「輸入木質ペレットに関する認証偽装問題に係る文書の不開示決定に関する件」 資源エネルギー庁と林野庁の間で、いまだ協議途中であり、引き続き情報の収集及び内容の精査等を行っているところであって、本件対象文書に記載された内容は、未成熟な情報であると認められるとして、法5条5号該当性を認めた例	2 本件対象文書の不開示情報該当性について （1）本件対象文書の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。 ア 本件開示請求については、開示請求書に記載された「輸入木質ペレット（バイオマス発電向け燃料）に関する認証偽装問題」を「国際的な森林認証制度を運営しているFSCが、2022年10月、ベトナムの木質ペレット事業者が虚偽表示を行っていたとして、同事業者の認証を停止した問題」であると解した上で、当該問題について、諮問庁その他国の機関において検討し、作成された資料を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。 イ 再エネ特措法に基づくFIT・FIP制度においては、バイオマス発電の燃料材となるバイオマスが「持続可能な森林経営の行われている森林から生産されたものであること」（以下「持続可能性」という。）の確保を求めており、輸入木質バイオマスについては、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に従い、森林認証制度の活用等により持続可能性を確認することとしている。 ウ 上記アの問題を踏まえ、資源エネルギー庁及び林野庁において、FSC認証停止措置がされたベトナムの木質ペレット事業者の取り扱う木質ペレットの持続可能性について、情報の収集及び内容の精査等を行い、協議が行われている状況にある。 本件対象文書は、今後の対外的な説明に向けて、令和5年6月時点までに収集した情報に基づいて、資源エネルギー庁と林野庁との間において協議途中の内容を整理した文書である。 資源エネルギー庁及び林野庁において、引き続き情報の収集及び内容の精査等を行い、協議が行われていることから、本件対象文書に記載されている情報は未確定の情報を含むものである。 このため、当該木質ペレットの持続可能性についての検討中の未成熟な情報を公にすれば、当該木質ペレットの流通を担う事業者やこれを取り扱う発電事業者に対する国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや、特定の流通を担う事業者、発電事業者等に対して不当に利益若しくは不利益を及ぼすおそれがある。また、ベトナム産木質ペレットの持続可能性に関して憶測を生み、当該木質ペレットの持続可能性についての協議に当たって、輸入禁止にすべきとの外部からの圧力や干渉等を懸念し、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に

		該当する。 エ また、当該問題については、資源エネルギー庁及び林野庁が相互に意見交換しつつ検討中であることから、検討段階の資料を林野庁において公にすれば、資源エネルギー庁との信頼関係を損ない、今後、資源エネルギー庁と調整を要する事務において、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当する。 (2) 以下、検討する。 本件対象文書には、上記(1)アの「国際的な森林認証制度を運営しているFSCが、2022年10月、ベトナムの木質ペレット事業者が偽装表示を行っていたとして、同事業者の認証を停止した問題」を踏まえ、資源エネルギー庁及び林野庁において、輸入木質バイオマスの持続可能性について、整理した事項が記載されているものと認められる。 そして、諮問庁の上記(1)ウの説明によれば、上記の問題については、資源エネルギー庁と林野庁の間で、いまだ協議途中であり、引き続き情報の収集及び内容の精査等を行っているところであって、本件対象文書に記載された内容は、未成熟な情報であると認められる。 そうすると、上記のような木質ペレットの持続可能性についての未成熟な情報を公にすれば、当該木質ペレットの流通を担う事業者やこれを取り扱う発電事業者に対する国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれや、特定の流通を担う事業者、発電事業者等に対して不当に利益若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとの諮問庁の上記(1)ウの説明は不自然、不合理とはいえない。また、ベトナム産木質ペレットの持続可能性についての憶測を生み、当該木質ペレットの持続可能性についての協議に当たって、輸入禁止にすべきとの外部からの圧力や干渉等を懸念し、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の上記(1)ウの説明も不自然、不合理とはいえない。 したがって、当該部分は法5条5号に該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
--	--	---